

愛媛県教育委員会10月臨時会議事録

1 開会の日時及び場所

平成28年10月 4日 (火) 午後 3時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正	委 員 関 啓三	委 員 堀 雅子
委 員 脇斗志也	委 員 攝津眞澄	委 員 丹下敬治

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一	指導部長 吉田慎吾
教育総務課長 高橋正範	保健体育課長 加藤哲也
高校教育課長 長井俊朗	特別支援教育課長 中村徹男
高校教育課担当係長 小池照雄	高校教育課担当係長 沖田浩史
高校教育課担当係長 田中 圭	保健体育課指導主事 福田克典
高校教育課指導主事 中島康史	高校教育課指導主事 永井伊秀
高校教育課指導主事 矢野重禎	高校教育課指導主事 白方良憲
高校教育課指導主事 國久保浩二	高校教育課指導主事 細川昌弘
高校教育課指導主事 川井由佳	高校教育課指導主事 徳森久子
高校教育課指導主事 八木康行	特別支援教育課指導主事 壽海雅彦

5 会議の概要

(1) 開 会 (午後 3時00分)

(教育長) ただいまから、教育委員会10月臨時会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願ひいたします。

事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(教育長) それでは、議案審議に移ることといたします。

(2) 議 事

議案審議

○議案第44号 平成29年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について

(教育長) 議案第44号平成29年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について、事務局から説明願います。

(高校教育課長) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号の規定により、平成29年度に使用する県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程の教科書を採択しようとするものでございます。

本県で採択したい教科書について、御手元の資料により御説明いたします。

「平成29年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について」という説明資料の1ページの「資料1」を御覧ください。今年度の県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程における教科書採択の仕組みを示しております。

6月2日、第1回教科書採択委員会を開催し、発行教科書についての調査研究を開始いたしました。

高等学校では、多くの種類の学科やコースが設置され、また、生徒の進路希望や履修科目の違いにより、多様な教育課程が編成されておりますことから、各学校が教科書研究を行い、自校に適した使用希望教科書を選定し、6月23日までに教育委員会へ報告することとしていました。しかし、今年度については、ある教科書会社が、同社の英語教材を採用している高校に対し、問題集を無償提供していた事案が明らかになったことから、文部科学省が全ての教科書会社に対して内部調査を依頼したことを受け、県教育委員会としては、各学校がその調査結果を踏まえて慎重に教科書選定を行うことができるよう、9月1日を締切とし、再度、使用希望教科書の報告をするよう通知をいたしました。

その後、9月12日に第2回教科書採択委員会を開催し、各学校から提出された使用希望教科書について、調査研究資料及び教科書選定基準に基づき、審議、選定し、9月29日、御手元の「教科書についての研究結果報告書」等にとりまとめ、採択委員会委員長から教育長に答申いたしました。

県教育委員会事務局では、この答申を基に、本県で採択したい教科書について取りまとめ、平成29年度使用教科書目録（案）を作成しております。本日の教育委員会で、このことについて審議・採決していただいた後、県の教科書目録を各校へ送付する予定です。次に各校では、この目録の中から平成29年度に使用する教科書を最終決定し、教科書需要票と一覧表を作成して教育委員会事務局へ提出いたします。その後、教育委員会事務局で整理し、10月31日までに、文部科学省へ報告することとなっています。

次に、採択したい教科書の概況について御説明いたします。

説明資料の2ページの「資料2」を御覧ください。

「資料2」は、平成21年に告示された現行の学習指導要領に基づいて編集された第1部の教科書について、選定した教科書数等を示した表でございます。第1部の教科書として文部科学省の教科書目録に登載されているのは、国語から福祉まで18教科において、学習指導要領に基づいて編集された教科書740種類774冊で、そのうち学校からは、545種類567冊の使用希望があり、全ての教科書を選定しました。

また、第1部の全ての種類の教科書に対する選定率は73.6パーセントとなっております。

なお、今年度新たに文部科学省の目録に登載された教科書は270冊で、

そのうち213冊を選定しております。

次に、3ページの「資料3」を御覧ください。「資料3」は、平成11年に告示された従来の学習指導要領に基づいて編集された第2部の教科書について示しています。平成29年度においては、18教科中7教科において、19種類19冊の教科書が文部科学省の目録に登載されています。現行の学習指導要領の適用を受ける生徒が使用しようとする教科書が第1部にない場合には、第2部の教科書の中から採択できることとなっており、農業の教科書2種類2冊について使用希望があり、これらの教科書を選定しております。

次に、4ページの「資料4」を御覧ください。「資料4」は、平成元年に告示された従前の学習指導要領に対応する第3部の教科書について示していますが、昨年度同様今年度も使用希望はなく、選定した教科書はありません。

選定した教科書の科目別の詳細は、5ページからの「資料5」「資料6」「資料7」のとおりであります。

なお、選定教科書の1部、2部、3部を合計した冊数及び選定率は、9ページの「資料8」に、また、選定率の推移は「資料9」にまとめています。

それでは、御手元の県の教科書目録（案）と教科書についての研究結果報告書を御覧ください。研究結果報告書には、教科書検定に合格し、今年度の文部科学省目録に登載されている全ての教科書についての研究結果をまとめています。

まず、記号の説明をいたします。研究結果報告書の2枚目に記号の説明があります。

教科書の記号・番号欄にあります◎は新規に発行される教科書でございます。

書名欄の記号につきましては、○は、今年度、各学校から使用希望のあった教科書、●は、昨年度の文部科学省目録に登載されているが、本県では採択されていない教科書で、今年度使用希望のあった教科書、☆は、定時制高校のみから使用希望のあったもの、□は、通信制高校のみから使用希望のあったもの、※は、特別支援学校高等部のみから使用希望のあったものを示しております。

これから、第1部、第2部の順に、教科ごとに説明いたします。

まず、第1部の教科書について御説明いたします。

国語の教科書には、目録の3ページのとおり、国語総合など六つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計69冊であります。

選定したいいずれの教科書も、質・量ともに充実した教材が採録されているほか、例えば、報告書1ページの国語総合332の教科書のB欄にあるように、言語活動編を設けて、スピーチや発表、討論などの教材を扱うほか、同じくE欄にあるように、古文・漢文に言語活動に関する内容を

取り入れるなど、国語を適切に表現し、的確に理解する能力を育成するような工夫がなされています。

地理歴史の教科書には、目録の4ページのとおり、世界史Aなど七つの科目等の教科書があり、採択したい教科書は、合計38冊であります。

選定したいいずれの教科書も、我が国及び世界の歴史や地理について、課題意識を持って主体的に学習することができるよう工夫されています。

例えば、報告書30ページにある世界史Aの314教科書は、C欄にあるように、コラム「未来へ活かす歴史」の欄を設け、アフリカにおける民族紛争など、現代社会の課題について、その歴史的背景を踏まえながら、未来を展望させる活動を取り入れています。

公民の教科書には、目録の4ページのとおり、現代社会、倫理、政治・経済の三つの科目の教科書があり、採択したい教科書は、合計22冊であります。

選定したいいずれの教科書も、生命、情報、環境などの現代社会の諸課題について、自らの生きる課題と結び付けて考察させることを通して、人間としての在り方、生き方についての自覚を育てることができます。

例えば、報告書50ページにある政治・経済309の教科書は、E欄にあるように、現代社会の諸課題に関して対立する意見を併記することで、生徒に問題意識や興味・関心を持たせ、考察を深めさせることができるよう工夫されています。

数学の教科書には、目録の5ページのとおり、数学Iなど六つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計62冊であります。

選定したいいずれの教科書も、数学に興味・関心を持てるよう、実生活に関連する内容を取り上げるとともに、学習した内容を確実に定着させるための問題を適切に配置するなど、多様な生徒に対応できるものとなっています。

理科の教科書には、目録の6ページのとおり、「科学と人間生活」など九つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計57冊であります。

選定したいいずれの教科書においても、中学校との接続に配慮し、構成及び内容の改善・充実を図るとともに、探究的な活動や発展的な内容も適宜取り上げたり、最新の科学技術の成果や、日常生活、社会との関連を重視したりするなど、理科に対する興味・関心を高められるよう工夫されています。

保健体育については、目録の7ページのとおり、保健体育1科目で、採択したい教科書は、合計3冊であります。

選定したいいずれの教科書も、基礎・基本を重視し、精選された内容で構成されており、学習内容を一層深めるためのコラムや特設項目、図表等を豊富に掲載するなど、学習指導要領に示された保健体育の知識と教養を、生徒が主体的に身に付けることができるよう、工夫されています。

芸術の教科書には、目録の7ページのとおり、音楽Ⅰなど11の科目の教科書があり、採択したい教科書は、合計39冊であります。

いずれの教科書も、生涯にわたって芸術に親しむことができるよう、豊富な情報が掲載されるとともに、写真や図版を効果的に使用し、留意点や活動のポイントが分かりやすくまとめられています。

外国語の教科書には、目録の7～9ページのとおり、コミュニケーション英語基礎など七つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計95冊であります。

選定したいいずれの教科書も、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能の総合的指導を通して、4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成することができるよう工夫されています。

例えば、コミュニケーション英語Ⅰの教科書においては、報告書123ページにある351の教科書のE欄の記述にあるように、4技能を用いた言語活動がバランスよく行えるよう工夫されているなど、実践的英語力を育成できるよう配慮されています。

共通教科家庭及び情報の教科書の採択したい教科書は、目録の9ページのとおり、家庭は3科目合わせて14冊、情報は2科目合わせて14冊であります。

いずれの教科書も、実践的・体験的な学習を通して、基本的な知識・技能の定着を図るとともに、主体的に課題を解決する意欲や態度を身に付けさせることができますよう配慮されています。

続いて専門教科について説明します。

農業、工業、商業、水産、家庭、情報、福祉の各教科につきましては、目録の9～12ページのとおりです。いずれも、内容・程度・分量等がそれぞれの学科やコースに適したものとなっており、採択したい教科書は、農業24冊、工業64冊、商業32冊、水産17冊、家庭10冊、情報1冊、福祉6冊となっています。

次に第2部の教科書について説明いたします。

第2部の教科書については、目録の14ページに掲載されている、農業の2冊のみ使用希望があり、これらの教科書を選定しております。

どちらの教科書も、昨年度に本県が採択した教科書であり、内容・程度・分量等が適切な教科書であります。

以上で採択したい教科書の説明を終わります。御手元の県の教科書目録（案）に載せております教科書は、いずれも本県で使用するに適當と考えますので、採択いただきますよう、よろしくお願ひします。

（教育長） 事務局からの説明に対し、まず、全体に関する事柄について御意見・御質問等はございませんでしょうか。

（丹下委員） 大修館書店からの問題集の無償提供の話があり、該当校が4校あったということですが、このことが教科書選定へ影響を与えることはなかったのでしょうか。

(小池担当係長) 文部科学省が、6月に発覚した大修館書店の無償提供を受けて、全ての教科書発行会社に対して内部調査を依頼し、その結果を9月9日に発表しました。本県では、大修館書店の4校、5件以外の事案はございませんでした。高校教育課では、本来の新居浜東高校、伯方高校、三瓶高校、津島高校の4校に対し聞き取り調査を実施して、いずれも高校側から提供を求めてはおらず、大修館書店の担当者から無料なので生徒の学力向上のために使って欲しいという申し出があり、受け入れたとのことでした。また、4校とも使用教科書については内容等十分に調査研究を行い、生徒の実態に即した適切なものを選定しておりますので、いずれの教科書採択にも不公正な影響が出たケースはなかったと認識しています。

(丹下委員) 教科書は大修館書店ではないということですか。

(小池担当係長) そうです。無償提供があった教科は、コミュニケーション英語Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅱでございますが、コミュニケーション英語Ⅰに該当する伯方高校、三瓶高校、津島高校の3校はそれぞれ三省堂、桐原、東京書籍の教科書を選定しています。また、コミュニケーション英語Ⅱに該当します新居浜東高校は、引き続き大修館書店を希望していますが、対象学年が2年生であり、同学年は1年次に大修館書店を使用しており、継続使用を理由としております。

(攝津委員) 先日、西条市立玉津小学校を視察し、電子黒板やタブレット端末が普及している状況を拝見しました。高校においても、これからＩＣＴが活用された授業が充実していくと思いますが、各教科の教科書がこれからのＩＣＴ化に向け改善・工夫されているところはあるのでしょうか。

(小池担当係長) 高等学校においてもこれからＩＣＴを活用した授業を進めていかなければならぬと考えています。次期学習指導要領では、アクティブラーニングが眼目とされ、今度発行された教科書の中でもアクティブラーニングに関する内容がどの教科も多く盛り込まれています。例えば現代社会では、スキルアップと題してテーマ設定から情報の収集分析、レポート作成、プレゼンテーションの発表までのポイントを8ページにわたって詳述したものがあります。また、国語総合では、トークやプレゼンテーションなど生徒同士の対話的な活動が取り上げられた教科書があり、いずれの教科書でもＩＣＴを活用したプレゼンテーションを掲載しています。

(攝津委員) 地理、歴史などで、社会の移り変わりによって教える内容が変わっている部分、18歳選挙権など、親世代が学んだときとは異なる部分を紹介した小冊子があれば、親としても動向を見ることができますが、そのような小冊子は発行されていないのでしょうか。

(小池担当係長) 地理、歴史や公民を中心に東日本大震災に関する記載や、スマートフォンの普及に伴うネットトラブルの増加を背景に、国語、

公民、理科、保健体育、家庭、情報などいろいろな教科で情報モラルやネットリテラシーに関する内容が取り上げられています。また、18歳選挙権につきましても、公民の教科書において選挙権年齢の引き下げを踏まえて、政治に参加することの意義について、生徒に考えさせる内容の記述が多くなっています。現代社会では、年代別の投票率を提示し、論点の確認や賛否両論の意見の確認、自らの意見の考察という思考プロセスを丁寧に示して政治参加について考察させることとしております。

(教育長) そのようなものを何かの機会を利用して、保護者の方に配布を行ってはいませんか。

(高校教育課長) そのような整理をした冊子はこれまでありませんでしたが、ホームページ等を利用して紹介することは、開かれた学校づくりに資するを考えますので、検討させていただきたいと思います。

(教育長) 冊子に限らず、いろいろな方法で保護者の方に情報提供できればと思います。

(関委員) 今回の選定教科書に関して新規の教科書が多いようですが、どのような特色があるか、特筆すべきポイントがあれば教えてください。

(小池担当係長) 先ほどとも重なりますが、東日本大震災、ネット社会の情報モラル、18歳選挙権といった最近の話題が取り上げられています。

(脇委員) 農業の六次産業化や海外に向けた取組について、教科書ではどのように取り上げられているのでしょうか。

(永井指導主事) 農業経営の教科書に、農業経営の多角化について六次産業化法の制定や六次産業化に関する説明が詳しくなされているほか、果樹や野菜といった栽培科目に関しては、今後の経営改善や実践活動の例について六次産業化が取り上げられており、将来農業を志す生徒に興味関心を持たせる工夫がなされています。海外に関することは、農業経営、農業と環境の科目において、日本の農業のあらましや海外での農業の在り方、輸出に関することが詳しく説明されています。

(教育長) それでは、各教科についてお聞きします。まず、国語、地理歴史、公民及び数学について御意見・御質問はございますか。

(攝津委員) 公民に関して、18歳以上の選挙権が導入され、今年は愛媛県に限らず投票率があまり芳しくなかったのですが、投票率の向上や子どもたちの政治についての意欲を高めるために、教科書ではどのような工夫がなされていますか。

(矢野指導主事) 若者の政治参加については、公民科の教科のねらいそのものが、より良い社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育むということですので、公民教科書では、地域の課題から国際的な課題までのいろいろな課題を通して、民主政治において国民が政治に参加することの重要性を考察させております。その上で、具体的な選挙や住民投票の手段についても理解させています。特に、若者の政治参加につきましては、年代別の投票率で18歳、19歳が低いということがありましたが、

世代が若いほど投票率が低いというグラフを掲載して、政治参加をしないことの危険性を理解できる工夫をしています。

(堺委員) 最近、中国が接続水域に侵入したことが報道されていますが、領土の問題について地理歴史の教科書では、どのように取り上げられていますか。

(中島指導主事) 地理、歴史、公民については、平成26年1月に学習指導要領解説が改訂されており、日本史においては、我が国が国際法上正当な根拠に基づいて、竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯を取り上げること、地理においては、尖閣諸島は我が国固有の領土であり、現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて理解を深めさせること等が明記されました。

学習指導要領解説の改訂を受けて、初めて、今回新しい教科書が検定を経ました。新しい教科書においては、地理と歴史の全ての教科書で北方領土、竹島、尖閣諸島について記述されるようになっております。また、領土に関する記述の分量も増えております。なお、改訂前の教科書で学習している生徒については、政府関係機関、例えば、外務省の、ホームページや発行されている資料を使用して学習指導要領の趣旨に沿った授業を行っています。

(丹下委員) 現行の学習指導要領で言語活動の充実ということが言われておりますが、これは国語だけではなくいろいろな教科に共通することと思います。説明、論述、討論、記録といった言語活動の充実ということも呼ばれております。以前の教科書の学習指導要領のときと教科書の取扱い方の違いがあれば教えてください。

(沖田担当係長) 以前の学習指導要領では、特に言語活動ということが言われておりませんでしたが、その中で、国語には表現という領域があり、表現の中では、例えば、書くこと、話すことが取り上げられていました。そして、平成25年度から始まっている学習指導要領では、言語活動がクローズアップされており、国語の教科書の中で、特に、言語活動の部分が充実しまして、中でもブックトーク、プレゼンテーションの仕方などを国語で勉強して、それを各教科の学習活動に生かす方向で工夫されています。

(攝津委員) 数学の授業において、アクティブラーニングが取り入れられた場合、どのような活動が行われるのでしょうか。

(小池係長) アクティブラーニングは、従来の教員による一方向の講義形式とは異なり、能動的な学習参加を取り入れた学習方法の総称であり、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれており、教室内のグループディスカッションやディベート、グループワークなども有効なアクティブラーニングの方法と言われています。具体的には問題の解法をグループで話し合ったり、その結果を発表したりすることなどがあります。また、生徒の解答が正しいか、どこが間違っているかなど

について議論し合うことも考えられます。その際にタブレットなどＩＣＴを有効に活用することで、生徒の興味関心をより深めることができることから、最近はより積極的にそのような授業に取り組む教員も見られるようになってきています。

(関委員)　国語関係で、古典は日本独自の文化であり、歴史的・地理的な環境の中で出来上がった文化の変遷の中で、文字や言葉も変わってきていることを勉強することは大切なことだと思いますし、受験勉強のためでなく、日本人として必要な教育の一環として、高校生に古典の勉強を意欲的に取り組んでほしいと思いますが、教科書にそのための工夫があれば教えてください。

(沖田担当係長)　なぜ古典の勉強をするのか分からぬと思いながら勉強している生徒も多いかと思いますが、私たちを培ってきたこれまでのものの見方・考え方、本物に触れるという意味でも、ぜひ原典に触れさせたいと思っています。古典に親しむ態度を育てるということが学習指導要領にもありますので、国語総合の1年生で学習する教科書では表記に工夫がされており、例えば注釈であったり、横に訳が書いてあったり、現代語訳をそのまま載せてあったりするなど、いろいろなことで生徒に興味を持たせる工夫をしている教科書が多くなっています。また、それぞれの単元の後にコラムがあり、例えば宇治拾遺物語の後には、芥川龍之介がそれを基にした作品である「地獄変」を取り上げるなど、いろいろな方法で生徒たちに古典を学ぶ意欲を持たせる工夫がなされています。

(関委員)　最近話題になっているのが、スマホ言葉という省略した言葉であるとか、本来の意味とは違った言葉が使われてきていて、これも一つの文化変遷の中で必要なことと思うのですが、変わっていく言葉についても本来の意味をしっかりと教えておいていただきたい、そうしないと本来の意味が違ってくるということで、昔の文章を読んだときに意味が分からぬということにもなると思うので、言葉の変遷をしっかりと教えていただきたいと思います。

(脇委員)　子どもたちの意欲をひくことができる、先生方がメリハリをつけて授業ができる、教えやすい教科書を考慮していただきたいと思います。

(関委員)　国語では分冊が大分出ており、分冊にすると教える中身のボリュームが増え、省略するものが多くなると言えなくもないと思いますが、教え方はどうするのですか。

(沖田担当係長)　分冊にすると総ページ数は多くなりますが、省略するものが多くなるということではなく、できるだけ多く広く深く教えるよう各学校では考えて採択していると思います。特に国語総合では、現代文分野と古典分野で分冊になっており、授業の形態に沿って選択できます。国語総合の現代文分野の教員と古典分野の教員が違う学校もありますので、分冊はそういう学校で多く採択されています。

(教育長) 次に、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び情報について御意見・御質問はございませんでしょうか。

(攝津委員) 先の全国学力学習状況調査では6位というすばらしい成果ではあった反面、学力向上ばかり重要視し過ぎではないかという意見も多かったように思います。家庭科、保健体育は大切な教科の一つと思っていて、時間数を少なくされることが危惧されるところですが、私も自分が習ったときには、教科書が分厚く時間数がないので全部は教えていただけなかったと記憶しています。今の生徒たちの方がもっと削られて重要なポイントだけを押さえる授業がなされているのではないかと思いますが、教科書を有効に使う工夫がされているか教えてください。

(川井指導主事) 家庭科では、教員が少ない時間数の中で、いかに効率的に教えるかということをいろいろな部会で研究を進めているところです。特に調理実習におきましても、1時間で行うスピード料理が教科書の中で掲載されており、1時間の中で充実した取組ができるような内容で研究された調理実習が計画されています。それから、ICTの活用において授業の中で、スクリーンに投影して、板書を見やすく、写真などで分かりやすく効率よく授業を行う取組がなされておりまして、少ない時間数の中でしっかりと身に付けさせるための実践がされています。

(攝津委員) 娘が昨年まで高校生だったのですが、今日の調理実習では何をするのと聞くと、ケーキ、サラダ、ちょっと違うと。みそ汁とかご飯を炊くことなど、親としては、実社会に出てすぐに使える基本をもっと大切にしていただきたいと思います。

(川井指導主事) 基礎・基本は実習においても重要で、包丁の使い方、野菜の切り方、ご飯を炊くときの基本的なことなどを重視しつつ、バリエーションが効くメニューの研究も進められているところです。

(井上教育長) 私も男性・女性関係なく、実生活において自立していく上で基本的なところは学んで欲しいと思います。

(丹下委員) 昨日、ノーベル生理学・医学賞を大隅良典先生が受賞され、本当にうれしく思っておりますが、研究から成果が認められるまで20年、30年はかかる、そういう時代の方々が今後もまだ続いているんだろうと思います。アメリカに次いで日本が多い状況ではありますが、今の若者もしっかりそういうことをやって欲しいです。大隅先生も高校時代は化学部に在籍し実験を盛んにされたということですが、興味関心を持たせると言う理科教育を今、盛んに言っておりますが、現行の教科書で変わっているところや工夫されているところがあれば教えてください。

(八木指導主事) 例えば、科学と人間生活では、指導要領の単元にあります科学技術の発展、人間生活の中の科学といった分野において、適宜、最新の話題が取り上げられ、その後の調べ学習等につながる構成になっております。また、全ての基礎科目におきましてはコラムや話題として、例えば青色発光ダイオード、光触媒、ナノテクノロジー、樹状細胞とい

った最新の話題が取り上げられておりまして、生徒が興味を持つものが紹介されています。また、実験や観察といった探究活動につきましても、基本的な操作からレポートのまとめ方、言語活動とも関連のある発表の方法といった手法が丁寧に取り上げられておりまして、生徒が研究活動を進める一助となっています。

(丹下委員) 主体的に学んだり学習意欲が高まったりするような指導、工夫をよろしくお願ひしたいと思います。

(堺委員) 保健体育は、保健と体育と両方あるのに、学校現場では体育実技の方に軸足を置いて指導されているような印象を受けます。保健体育の教科としては、生涯を通じて自分の健康管理をする力を育てることが大きなねらいの一つではないかと思うのですが、若い人を見ると清涼飲料水をよく飲んで、糖尿病になったりする人もいます。

自分の健康管理について、もっと興味関心を持たせて、それができるような力を育てていくということがとても大事と思うのですが、教科書の中ではどのように工夫されていますか。

(福田指導主事) 心身ともに成長段階にある高校生にとっては、自身の健康管理を身近なこととして捉えられていない場合もあると考えられますが、生徒の長い人生において、健康管理は特に大切なことだと思います。教科書においては、生徒が身に付けるべき健康や安全、運動に関する知識や教養を一層深めるために、生徒の身近な生活に関連した内容を特設項目として設け、生徒が自分の考えを論述したり、分かりやすく内容を説明することを通じて、諸課題について探究できるよう工夫されています。

(堺委員) そのような授業はどの位の割合で行われるのですか。

(福田指導主事) 保健の授業は、原則として1・2年生の時に週1単位時間あり、生徒が自らの健康や安全に関する諸課題について探求できるよう、自分の考えを論述したり、説明したりする場面を設けています。また、体育では、実技に加え、スポーツに関する科学的な知識や豊かなスポーツライフの設計の仕方等を学習する体育理論があり、年6単位時間以上実施されており、この体育理論を通じて、運動やスポーツをするだけでなく、スポーツを見る・支えるといった側面からスポーツに関わっていくことや、スポーツを通して健康について考える学習を行っています。

(攝津委員) 情報について、インターネット、スマートフォンが普及しており、SNSなど個人情報の漏出に関するトラブルがありますが、情報の教科書では情報モラルについてどのように扱われているのか教えてください。また、高校を卒立って大学や専門学校に行きますと、最初の授業や実習のレポートを必ずインターネットを使って提出しなければならない、という大きな問題に直面して戸惑うことが、私の子どもでは多かったので、ワードやエクセルなどを使ったまとめ方を、情報の中で、

もう少し詳しく教えていただければと思います。

(白方指導主事) 情報モラルの育成につきましては、対処的なルールを身に付けるだけではなく、ルールの意味を正しく理解して、新しい場面においても正しい行動がとれるような考え方や態度を身に付けることを大切にしております。学習指導要領におきましては、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることを目標の一つとして掲げていることを踏まえ、より安全でより利便性の高い情報システムを構築する技術や方法について具体的に学習をしていますが、それだけでなく、情報化が社会に及ぼす影響、課題、情報セキュリティの確保、情報社会における法、個人の責任など情報モラルを学習することになっています。具体的には、「社会と情報」の教科書におきましては、SNSの仕組み、メリットを紹介する一方、意図に反して情報が拡散してしまうことがあるといったこともきちんと教えることで、情報化の良い面と悪い面、光と影の両面から情報社会についての理解を深めることができるような構成で授業を進めています。

高校を卒業した後、大学や社会に出てからの情報活用につきましては、情報の教科の目標が三つございまして、そのうちの一つが情報活用の実践力ということで、授業のいろいろな場面を通して身に付けさせることになっておりますので、先ほどのワード、エクセルにつきましてもいろいろな場面で機会をとらえて活用ができるよう授業を展開したり工夫をしたりしているところであります。なかなか技術的なものが日々進歩しており、それに対応するため、教員自身がそれを教える力量を身に付けた上で授業に臨むといった課題もありますが、授業の中でしっかりと生徒が情報活用能力を身に付けて高校を卒立って行けるように指導していきたいと思います。

(攝津委員) 大学に行きますと、パソコンを持ち込んでインターネット環境がないところでどうしたらいいのだろうと、子どもたちも分からず親もおどおどした場面があったので、環境や状況に応じてこうしたらつながるということも教えていただくと、社会に出てから助かると思いますのでよろしくお願ひします。

(白方指導主事) 情報の授業で理論的なことも扱いますが、実生活に役立つという観点でも授業を展開していますので、そのようなことも念頭に入れて指導をしていきたいと思います。

(堺委員) 外国語、日本ではほとんど英語だと思いますが、小学校で教科となるので、中高合わせて6年以上英語を勉強することとなり、最初は英語に親しむことから、次第に外国文化に触れる、それから自分の意見や考えを英語で述べることができることにまで発展していくということになると思いますが、高校の外国語教科書では、自分の意見や考えをまとめて述べることについてどのように担保されていますか。

(細川指導主事) 現行の学習指導要領では、生徒が英語に触れる機会を

充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場とするために、授業は英語で行うことを基本とすると明記されています。外国語を通じて言語や文化の理解を深めるだけでなく、積極的にコミュニケーションを図っていこうとする態度を育成することが求められており、各教科書におきましては、問題の指示文や導入の際の資料につきましても、英語を用いて生徒が少しでも英語に触れる機会が増えるよう工夫されています。また、生徒同士がペアやグループになってスピーチ、ディスカッション、ディベートをするといった言語活動についてもかなり充実しております、教科書を使うことによって生徒が生徒同士や教員と実際にコミュニケーションをとる工夫が教科書ではなされています。

(堺委員) 自分の意見や考えを述べることは外国語に限らず、国語とか日常生活を通じて自分の考えを持つことがまず大事なことではないかと思いますが、教科間で連携をした指導ができるようにされていますか。

(沖田担当係長) 国語で学習するスピーチ、プレゼンテーション、ディベートについては、言語活動の能力を培うということで取り組んでいます。そして、学習指導要領では各教科の目標を達成するため、培った言語能力を使うといったつながりを持たせることとされており、各学校ではそのようにできる限り努めているところです。

(関委員) 学習指導要領の中で言語活動の充実を図ることとされていますが、理科の化学・物理では教科書又は授業の中でどのような工夫がされているか教えてください。

(八木指導主事) 例えば科学と人間生活における課題研究の進め方、全ての基礎科目における探究活動の進め方の中で、実際にレポートの書き方、その手順、具体的手法、実験結果、自分たちが出した結論をまとめて発表する際に、ポスターセッション、プレゼンテーションといった手法を用いて自分たちの得た結果をしっかりと発表する、それに対して質疑応答といったかたちで活用手法が紹介されておりまして、そのような場面で言語活動が実施されることが多いっています。

(教育長) 次に、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、福祉について御意見・御質問はございますか。

(堺委員) 福祉の教科に関して、介護についてはどういう点が教科書では扱われていますか。

(川井指導主事) 福祉科に関しては学習指導要領の目標の中で、社会福祉に関する基礎的・基本的知識を身に付けることとされておりまして、高齢者介護に加え、障がいのある方に対すること、医療保険制度、若者への自立支援、子どもに関する支援、児童虐待に関することなど社会福祉に関する全般的なことが大変幅広く教科書に記述されています。

(堺委員) 障がい者に対することは、教科書では具体的にどのように取り上げられていますか。

(川井指導主事) コミュニケーション技術の科目では、視覚障がい、聴

覚障がい、言語障がい、それぞれの障がいについて、どのような障がいであるのか、その障がいに対してどういうコミュニケーションが必要なのか、どういったスキルが必要なのかということについて細かく学ぶようになっています。また、発達障がい、知的障がいについても取り上げることとなっています。

(脇委員) 特別支援学校の保護者の方から、こういったことを教えて欲しいなど意見を聞くこともありますか。

(川井指導主事) 教科書の中では、特別支援学校についても取り上げており、障がいの種類やどのような支援が必要かということも学ぶようになっています。新居浜特別支援学校と交流を行っている新居浜南高校では、交流の中から多くのことを学んでいます。

(攝津委員) 商業、農業、水産業のいずれにも当てはまることがあります、少子高齢化が進む中、高校生が地域活性化のために頑張ってくれていますが、それらの教科書の中では、地域活性化に向けた取組、地域の企業との連携などはどう取り扱われているのでしょうか。

(田中担当係長) 商業では商品のコンセプトを考案し、提案する能力を育てることをねらいとした商品開発という科目がございます。地域企業と連携して、例えば大洲地域であればサトイモを使ったコロッケ、新居浜地域ではシロイモを使った白いもキャラもっち、東温せっけんなど地域産品を活用した商品開発の方法について学習するとともに、広告と販売促進という科目がございまして、デザインなど効果的な広告や販売促進の方法を学習するなど、地域活性化に向けた取組を行うのに必要な知識や技能を習得できるような内容が取り扱われております。

(永井指導主事) 農業では、総合実習、課題研究の科目において、各専攻班が地域活性化をテーマに取り組んでおり、このことは水産高校でも同じです。グリーンライフの教科書では、まちおこし・地域おこしの先進的な事例が掲載されており、農山村の特色を生かした生活体験を提供する活動に必要な知識を学習することとなっています。

(関委員) 工業に関して、最近、情報関係の事件・事故が世界でも国内でも相当数発生して大きな社会問題となっていますが、情報モラル・倫理観の育成について、教科書の中では記載されているのでしょうか。また、教科書の中ではアイデアを出させようとしていることがよく分かりますが、実用新案や特許など知的財産権は変遷てきており、従来は個人よりは企業に権利が帰属していましたが、それらに取り組む人々の意欲を高めるために、どのように扱われているのでしょうか。

(國久保指導主事) 情報モラルに関しては、工業の全員が履修する情報技術基礎という科目の中で記載されており、今回、出てきた新たな教科書の中でも記載が充実しています。ものづくりの倫理観が一番重要と考えており、全員が履修する工業技術基礎の科目の中で、工業技術者、ものづくり、著作権、特許権の学習をすることとなっており、その中で、

知的財産教育として、特許権、実用新案権、意匠権、商標権についてしっかり学び、アイデアの出し方、更にいろいろな物は、いろいろな人のアイデアからつくられていることを知って、物に対する、また、つくった人に対する尊敬の念を持つ教育を重視しています。意欲に関しましては、工業は基本的に全ての内容の中に50パーセントは実験実習でなければならぬとされています。基本的に教科書の中で基本的な技術や知識を学んで実習、そして学習指導要領にも明記されている職場体験、インターンシップ、デュアルシステムを通してものづくりに関する意欲・関心を高め、ものづくりの人材育成に努める教育を推進しているところです。

(脇委員) 農業など専門分野では意欲を高めて卒業させることが重要と考えており、意欲を持てるような授業や教科書をお願いしたいと思います。

(井上教育長) ほか、ございませんか。

それでは、採決に移ります。議案第44号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全委員) 全員挙手

(井上教育長) 全員挙手でございます。議案第44号平成29年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択につきましては、原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第45号 平成29年度使用県立特別支援学校高等部教科書の採択について

(井上教育長) 次に、議案第45号平成29年度使用県立特別支援学校高等部教科書の採択について、事務局から説明願います。

(特別支援教育課長) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号の規定により、平成29年度に使用する愛媛県県立特別支援学校高等部の教科書を採択しようとするものでございます。

御手元の別添1「平成29年度使用県立特別支援学校高等部の教科書の採択について 説明資料」の1ページをお開きください。

県立特別支援学校高等部における教科書採択の仕組みにつきましては、県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程の場合と同様です。特別支援学校高等部では、普通科及び障がいの特性等を考慮した専門教育を行う理療科等の職業学科を設置しており、各学校では、生徒の障がいの程度や発達の段階、進路希望等を踏まえて教育課程を編成しています。それらに基づいて選定された使用希望教科書は、教科書採択委員会で調査、審議され、別添3の「使用希望教科書研究結果報告書」として取りまとめられ、同委員長から教育長に答申されたところです。

県教育委員会事務局では、この答申を踏まえながら、慎重に検討を行い、採択したい教科書を、別添2「平成29年度使用教科書目録－県立特別支援学校高等部用」を案として取りまとめました。

次に採択したい教科書の概要について御説明します。

別添1の説明資料2ページからの「資料2」を御覧ください。

文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書については、各校から141冊の使用希望があり、いずれの教科書についても適当と認められるため、全ての教科書を選定いたしました。このうち、新規に選定したものは、◎を付した75冊となっております。

また、特別支援学校のみで使用するものは、※を付した9冊となっております。特別支援学校のみで使用する教科書は、基礎的・基本的事項の学習を重視し、丁寧な記述で、図や写真等を豊富に取り入れ、分かりやすくまとめられており、生徒の興味や関心を喚起し、基礎から応用へと幅広く学習できるよう工夫が施されております。

次に、学校教育法附則第9条の規定に基づく「特別支援学校において使用できる文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書以外の教科用図書」についてですが、説明資料4ページの「資料3」を御覧ください。視覚障がい者用85冊、聴覚障がい者用27冊、知的障がい者用32冊の合計144冊を選定しております。

このうち、新規に選定した教科書は、文部科学省検定済教科書を原典として作成された点字教科書14冊、拡大教科書14冊と、知的障がい者用一般図書1冊となっております。

このほか、視覚障がい者用の保健理療及び理療、聴覚障がい者用の理容といった職業教育に用いる教科書、学習の習熟度に応じて、下学年の教科の内容を学習する場合に必要な小・中学校用教科書、知的障がい者用一般図書などを選定しております。

これらの教科書につきましては、廃版となった聴覚障がい者用教科書2冊を除き、昨年度と同じ教科書を選定しております。

以上の内容を取りまとめ、御手元の別添2「平成29年度使用教科書目録－県立特別支援学校高等部用」を案としてお示ししております。いずれも本県で使用することが適当と考えており、採択いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(井上教育長) 事務局からの説明に対して、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(関委員) 新規の教科書を選定していますが、その傾向や特徴を教えてください。

(特別支援教育課長) 各学校におきましては、通常の高等学校の教育課程に準ずる教育課程を実施しているところが、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱の特別支援学校でございます。在籍している生徒の実態に応じて、例えば大学進学を希望する生徒が在籍している学校につきましては、前年度までどちらかと言うと基礎的な内容を重視している教科書であったのに比べ、ある程度応用的、発展的な内容という部分もございまして、そういうものが新規に使われていることがございますし、

また、より基礎的、基本的な内容を重視するために新規の教科書の中でも図表等をたくさん使用して非常に使いやすい教科書を選定している場合もございます。

(丹下委員) 新規が増えたということですか。

(特別支援教育課長) 学校によって、新規が増えたところがあります。

(丹下委員) 視覚障がい者用の点字教科書は、出版が遅れたり発行数が少なかつたりすると思いますが、こうして欲しいとか、学校で独自に点訳しているとかの状況がありましたら教えてください。

(特別支援教育課長) 視覚障がい者用の教科書につきましては、全国の盲学校長会などの取りまとめによって原典となる教科書は指定されてまいりますので、採択の前に学校の方からこの教科書を点訳教科書として使いたいということは、なかなか叶わないところがございます。しかし、原典を採用するに当たっては、全国の盲学校に在籍している生徒の状況を見ながら選定をしていただいておりますので、それに基づいて盲学校としては、その教科書を使用しても特に大きな問題点はございません。ただ、大学進学等を強く希望する生徒が出る場合には、これ以外の教材的なものは教師の方で問題を作成したり、参考となる文献等を点訳して個別に配布して個別学習に役立てるということはございます。

(攝津委員) 教科書に限ったことではないですが、特別支援学校を視察し、子どもたちが絵、習字、木工、陶芸、料理など多くのものづくりに意欲的で、ミュージカルも昨年度からあり、大変上手で表現することの楽しさを子供たちは知っていることが見受けられます。新居浜工業高等専門学校の生徒が新居浜特別支援学校川西分校に行き、楽しんで学ぶことができる音が鳴る教材を使って、子どもたちの反応を見て改良すべき点を持ち帰って、今後に生かすという授業がなされたとの新聞報道が先日あり、良いことだと思ったのですが、子どもたちが互いに刺激し合って応援し合う力を養うことが大切なことだと思います。普通に生活できる子どもたちも、点字や手話など障がいのある子どもたちに触れることが大切と感じました。特別支援学校の子どもたちと普通学校の子どもたちが触れ合う内容は教科書には含まれているのでしょうか。

(特別支援教育課長) 特別支援学校で扱う教科書の中には、地域でどのように過ごしていくか、具体的な記述があるものは少なく、特に高等部になりますと、自立・社会参加ということも含まれてきます。ただ、一部、知的障がいでありますと、私たちの進路という社会の教科書がございまして、地域の中でどういうふうに過ごしていくかということも含めて進路を考えていきましょうという内容がございます。先ほどの川西分校への新居浜工業高等専門学校の教材提供でございますが、非常に障害の程度が重い、なかなか自分から意思の表出ができない、あるいは体を動かして楽しむ教材が少ないという教育環境の中で、新居浜工業高等専門学校の皆さんから教材の供与をいただいて具体的な交流が図られ、今

回は一回作った教材を持ち帰っていただき、改善改良を加えていただけ
るということで、こういう取組も特別支援学校の方から広く社会に情報
宣伝をさせていただきながら、新たな機会も生み出していこうと考えて
いるところでございます。

(井上教育長) よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。議案第45号を原案のとおり可決すること
に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全委員) 全員挙手

(井上教育長) 全員挙手でございます。議案第45号平成29年度使用県立
特別支援学校高等部教科書の採択については、原案のとおり可決決定い
たしました。

(6) 閉会(午後4時28分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育
委員会10月臨時会を閉会いたします。